

インターネット誹謗中傷対策関連法案

インターネット誹謗中傷による被害が多数発生し、被害者等の
人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状

インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（208回衆法36号）※令和4年5月12日提出

一部を具体化

基金を活用して行う弁護士報酬の補助

- インターネット誹謗中傷による被害の救済に資するための弁護士等の報酬の補助に関する法律案

○弁護士等の報酬の補助

指定法人（総務大臣が指定する一般社団法人又は一般財団法人）は、資力の乏しい者を援助するため、インターネット誹謗中傷による被害に係る民事事件を受任した弁護士等に支払うべき報酬の一部を補助

○基金の設置

- ・指定法人は補助業務に関する基金を設置
- ・基金は、プロバイダ等からの寄附金を主体とし、一部政府の補助金を充当

大規模SNS事業者による削除基準、 削除の実施状況等の公表

- プロバイダ責任制限法改正案

○削除基準・申出先等の公表

総務大臣が指定する大規模SNS事業者による公表

- ・削除基準
- ・削除の申出先、申出方法等
- ・発信者情報開示の請求先、請求方法等

○削除の実施状況等の公表

総務大臣が指定する大規模SNS事業者による公表（毎年少なくとも1回）

- ・削除の実施状況
- ・発信者情報開示の実施状況 等

放送事業者による出演者相談 体制の整備等

- 放送法改正案

○相談体制の整備等

放送番組の放送に関連して出演者に対し誹謗中傷等が行われる場合があることに鑑み、出演者からの相談に応ずるための体制の整備等に関する放送事業者の努力義務を定める